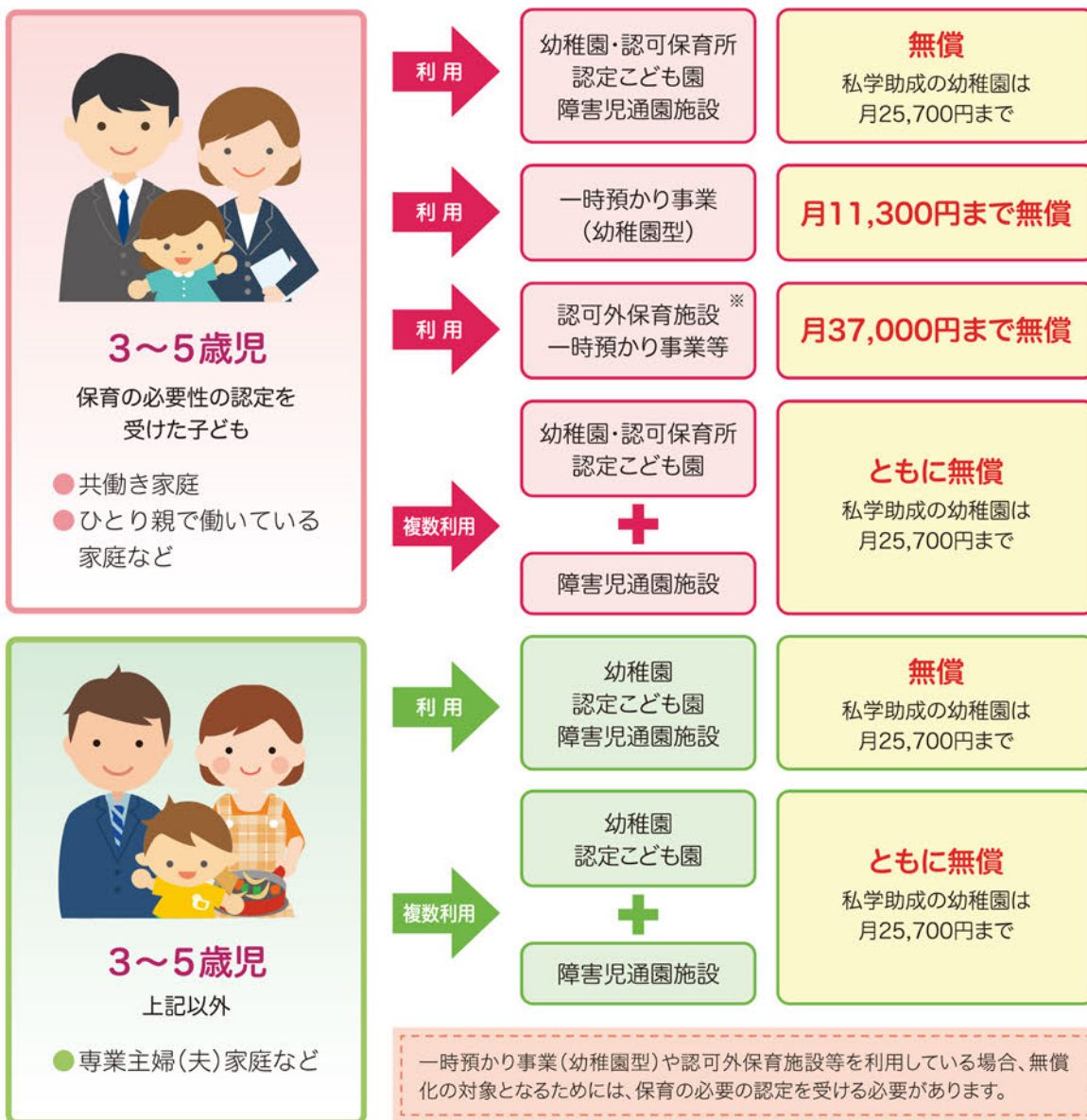


# 幼児教育・保育の無償化について



3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化となります。

## 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



0～2歳児については住民税非課税世帯の場合、上記と同様の考え方により無償化の対象となります。この場合は月42,000円まで無償化となります。

※企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

## 副食費(おかず・おやつ代等)について

- 3歳から5歳の子どもの副食費は園に直接お支払いいただくことになります。
- 0歳から2歳までの子どもの副食費は従来どおりで費用の負担はありません。
- 【免除】**保護者の負担が増えないように、副食費の免除制度が設けられています。
- 【対象者】**年収約360万円未満の世帯及び全ての世帯の第3子以降の子どもたち
- 【手続き】**○保育所や認定こども園等を利用している子どもたちは、免除に係る申請手続きはありません。
- 私学助成の幼稚園を利用している子どもたちは、補足給付事業の申請が必要です。申請手続きについては、幼稚園を通してお知らせします。

**お問合せ** こども育成課保育給付係 ☎25-9845

相談窓口  
一貫  
無償化の対象となる  
赤ちゃんが生まれるまで  
赤ちゃんが生まれたら  
子どもを預けるに  
預けたときは  
幼稚園  
保育所  
小学生になったら  
高校生になったら  
ひとり親家庭  
等への支援  
障害のある  
子どもへの支援  
親子で  
おでかけ  
子どもの  
居場所  
買  
防止  
児童虐待の  
防止  
もしもの  
ときは  
災害に  
備えて  
さくいん  
その他